

## パブリック・コメント手続（意見募集）結果

横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画について

令和3年（2021年）1月21日

横須賀市保健医療対策協議会

お問い合わせ先：健康部保健所健康づくり課 歯科保健担当  
電話 046-824-7640（直通）



「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画（案）」についてパブリック・コメント手続（意見募集）を実施しましたが、その結果は以下のとおりです。

#### 1 意見募集期間

令和2年(2020年)11月12日(木)から12月9日(水)まで

#### 2 意見の提出者数と意見件数

意見募集に対し、7名から21件の意見の提出がありました。

#### 3 提出方法別の意見提出者数

提出方法	人数
直接持ち込み	1人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	6人
合計	7人

#### 4 項目別の意見数

項目	件数
第1章 計画策定にあたって	4件
第2章 計画推進の展開	16件
第3章 計画の進行管理及び評価	0件
参考資料	1件
その他意見	0件
合計	21件

## 5 提出された意見の概要及び市の考え方

### 第1章 計画策定にあたって

	意見の概要	件数	市の考え方
1	生涯にわたるフッ化物応用について、厚生労働省が試薬のフッ化ナトリウムを医薬外劇物にしたが、劇物・劇薬管理を幼稚園、保育園等で行うことや洗口用に薄めることなど、医師や薬剤師のいないところで行うことが薬剤師法に違反するのではないか。	2件	本市で使用する薬剤(フッ化ナトリウム製剤)につきましては医薬品にあたり、医薬品、医療機器等の品質、有効性、及び安全性の確保等に関する法律施行規則に基づき劇薬に指定されておりますが、洗口液として希釈して使用する際には劇薬から除外されます。 フッ化物洗口に係る「フッ化物」は自然界のあらゆる物などに含まれ、日常的に摂取しているものです。今後も、薬剤の使用に際しては、継続して歯科医師の指示に基づき安全管理を徹底していきます。 また、フッ化物洗口については、学校保健安全法により「疾病の予防処置」と位置付けられており、医療ではありません。
2	幼稚園や保育園、小学校という機関に様々な医療を持ち込むことに反対である。 薬事法からすると、本来園の職員がフッ化物の保管や洗口液の希釈などを扱うことはしてはいけないのではないか。	2件	

### 第2章 計画推進の展開

	意見の概要	件数	市の考え方
3	フッ素に脳機能を阻害、甲状腺機能、アルツハイマー病を引き起こすなど身体的並びに IQ 低下などの知能的な悪影響がないのか不安である。	2件	フッ化物洗口を行う際に使用する薬剤(フッ化ナトリウム製剤)は、国で認可されている医薬品を適切に使用するため、知能を低下させる可能性、甲状腺の機能に影響、アルツハイマー病を引き起こす危険性、糖尿病、骨疾患等の慢性の健康問題などについて、公的機関からの報告はありません。
4	フッ化物は、フッ素入り歯磨きを使用するだけで、体内に取り込まれており、フッ化物洗口を行うことで、水道水フッ化物以上のフッ化物を取り込むことになる。賛否両論あるフッ化物洗口を、公金を使い、さらに拡大する必要はない。	1件	また、フッ化物洗口1回に使用する洗口液を誤飲しても健康に影響はありません。フッ化物を過剰摂取した場合には歯や骨のフッ素症を生じますが、適正摂取及び使用において、副作用が起こることはありません。
5	専門家からの賛否どちらの意見も含めて慎重に検討をしてほしい。	1件	厚生労働省は「フッ化物洗口ガイドライン」を示し、集団での実施を推奨しています。 フッ化物洗口はむし歯予防効果が高く、集団で実施することで健康格差の縮小につながるのので、事業として推進したいと考えています。
6	横須賀市の幼児のフッ化物利用による効果についてのデータを示しいただきたい。 フッ化物洗口をしていてもむし歯になっている事例が多々あるが、その点はどう考えているか？	1件	本市では平成28年度から市立保育園で集団フッ化物洗口を開始しました。フッ化物洗口の効果としては、平成27年度5歳児むし歯のある者の割合は40%ですが、平成31年度5歳児のむし歯のある者の割合は29%と減少しています。 むし歯はフッ化物洗口だけでは予防できません。歯磨き、間食など生活習慣を整えることも必要だと考えています。

7	保護者がいないところでの幼児への薬剤使用は危険であり、現場の負担や責任が大き過ぎる。希釈の倍率を間違えたらどうするのか。体への害の責任をだれがどうとるのか。また、副作用について、事後の検診や保証があるのか。	2件	本市では、集団フッ化物洗口を希望する園に対し、神奈川歯科大学と連携し歯科医師を講師として毎年「集団フッ化物洗口講習会」を開催するなど、職員を対象に研修を行っています。 厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」により定められた実施手順に従ってフッ化物洗口を実施すれば、有害作用が起こることはありません。 万一有害作用と思われる事が起こった場合は、他の一般的な公衆衛生事業と同様、国や県、実施主体である市のそれぞれの立場に応じた責任で対応することになります。
8	12歳のむし歯が年々減ってきており、小学校で行っている集団歯科教室の成果もあるのではないかと。薬剤を使用した方法ではなく、別の指導方法でむし歯予防にアプローチをしてほしい。	4件	現在、本市では年齢に応じた学校歯科巡回教室を実施しており、引き続き児童生徒、保護者及び関係者等へ歯みがきの大切さと、むし歯予防効果の高いフッ化物の正しい知識の普及啓発を行い、むし歯予防を図ります。
9	幼稚園・保育園の希望についてフッ素の害について、きちんと保護者に説明をしているのか。	2件	保護者説明会などで、リーフレットを用いて、説明しています。 今後もフッ化物洗口の実施にご理解いただけるよう、ていねいに説明していきます。
10	フッ化物利用については、各家庭の判断で、かかりつけの歯科医院で実施をしたほうが良い。	2件	集団フッ化物洗口は、希望園を募り、保護者の実施希望を確認した上で実施する予定です。
11	「よこすかスタイル～みんなでブクブク、フッ化物洗口でむし歯予防～」の中で、むし歯予防とは関係ない「良かった」という感覚的な印象だけの表現は載せる必要はない。	1件	保護者からの感想では、本来のむし歯予防効果に加え「うがいが上手になった」「自分から進んで歯みがきをするようになった」という副次的効果があったというものについて掲載しました。

## 資料

	意見の概要	件数	市の考え方
12	12歳児のむし歯の本数は0.53本、小学生のむし歯のない人の割合は89.4%と、全国的また県下でもむし歯のない人が低い割合なのはなぜか。 また、今後の目標値はどのくらいか。	1件	県民歯科保健実態調査の結果より、本市の小学生や12歳児は、甘いお菓子を「毎日」摂取する者が少ない、「毎日みがく」者が多い、フッ化物入り歯みがき剤を使用する者多いという結果でした。 このことから県内でむし歯有病者率が低いのは、むし歯予防のための良好な習慣を持つものが多いためであると考察します。 本市では、令和14年度(2032年度)までに12歳児のむし歯の本数は0本、小学生のむし歯のない人の割合は100%を目指します。 本計画では、令和4年度(2022年度)までに12歳児のむし歯の本数は0.45本、小学生のむし歯のない人の割合は91.2%を目標とします。